

# 「紀陽でんさいネットサービス」手数料のご案内

2019年10月  
株式会社 紀陽銀行

■契約料：無料 基本料：無料

■取扱1回あたり手数料(消費税込)

【注1】各種記録請求後、請求者または請求の相手方により削除・取消・否認(みなし否認)があった場合でも手数料が課金されます。

【注2】各種記録請求において、でんさいネット側でエラーとなった場合でも手数料が課金されます。(ただし、一括記録請求によるエラーを除きます。)

## でんさいの発生・譲渡時にかかる手数料

操作日の2ヵ月後10日に、1ヵ月分をご指定口座から引き落とさせていただきます。

手数料の内容	手数料	備 考	
発生記録請求手数料	330円	でんさいを発生させる時(手形の振出に相当します)。	
譲渡	全額譲渡記録請求手数料	220円	でんさいを譲渡するとき(手形の裏書に相当します)。
	分割譲渡記録請求手数料	330円	でんさいの一部を分割して譲渡するとき( " )。

\*) 受取企業口座が当行口座の場合、他行口座の場合ともに同額です。

## 支払期日の入金時にかかる手数料

受取企業様より、入金日の翌月10日に1ヵ月分をご指定口座から引き落とさせていただきます。

手数料の内容	手数料	備 考
口座間送金決済手数料	220円	期日入金にかかる手数料(取立手数料に相当します)。

## でんさいネットの特殊な操作時等にかかる手数料

操作日の2ヵ月後10日に、1ヵ月分をご指定口座から引き落とさせていただきます。

手数料の内容	手数料	備 考
保証記録請求手数料	550円	でんさいの保証をする時(手形面保証に相当します)。
支払等記録請求手数料	550円	口座間送金決済以外の方法で支払等記録をする時。
変更記録請求手数料	550円	でんさいの内容を変更するとき。
特定記録機関変更記録手数料	5,500円	他の電子債権記録機関に記録された電子債権をでんさいネットに記録機関を変更するとき。

## 書面依頼にかかる手数料

ご依頼の都度、徴収させていただきます。

手数料の内容	手数料	備 考
記録開示請求手数料	3,300円	でんさいの記録内容の書面交付を依頼するとき。
都度・残高証明書発行手数料	4,400円	でんさいの残高証明書発行を依頼するとき。
定例・残高証明書発行手数料(*1)	2,200円	定期的(毎月、年次)に " 。
変更記録請求手数料(書面扱い)	2,200円	譲渡等が行われたでんさいの内容を変更するとき。
組戻手数料	660円	口座間送金決済の取止を依頼するとき。
貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料	1,650円	取引停止処分を受けた債務者のでんさいを貸倒引当金勘定に繰り入れるときの証明書発行を依頼するとき。
支払不能情報照会手数料	3,300円	自らに係る支払不能通知等の有無・内容を照会するとき。
支払停止処分証明書発行手数料	1,650円	取引先が取引停止処分等によりでんさいの支払が不能となったことを事由として中小企業倒産防止共済制度を利用するとき。

\*1) 定例・残高証明書発行手数料は証明書発行月の2ヵ月後10日にご指定口座から引き落とさせていただきます。

2通発行した場合は手数料は2通分必要です。

## 割引、貸付にかかる手数料

操作日の2ヵ月後10日に、1ヵ月分をご指定口座から引き落とさせていただきます。

手数料の内容	手数料	備 考	
割引	割引譲渡記録請求手数料	220円	でんさいを割引するとき(割引料は別途、必要です)。
	割引分割譲渡記録請求手数料	330円	でんさいの一部を分割して割引するとき( " )。
担保	担保譲渡記録請求手数料	220円	でんさいを貸付担保とするとき。
	担保分割譲渡記録請求手数料	330円	でんさいの一部を分割して貸付担保とするとき。

ご依頼の都度、徴収させていただきます。

手数料の内容	手数料	備 考
組戻手数料	660円	割引後に割引の取止を行う場合の返却手数料。
返却手数料	660円	割引後にでんさいが支払不能になった場合の返却手数料。